

## 「療養費・療養費付加金支給申請書」の記入上の注意事項

### ●記入上の注意 1（被保険者が記入するところ）

1. ※印の欄は記入しないで下さい。
2. 標題の「被保険者」と「家族」は、それぞれ該当する文字を○で囲んで下さい。
3. ①欄の記号・番号は、健康保険の被保険者証に記載されています。
4. ②欄は現場事務所の名称ではなく、勤務している、または勤務していた事業所（会社）の名称を記入して下さい。なお、任継者は「任意継続被保険者」、特退者は「特例退職被保険者」と記入して下さい。
5. ⑥欄は、任継者・特退者の郵便番号・住所を記入して下さい。なお、事業所所属の方の申請の場合は、本欄への記入は不要です。
6. ⑨欄、⑩欄、⑬欄、⑯欄はできるだけ正確に記入して下さい。
7. ⑰欄の㉞は、傷病の原因が第三者行為による場合は「ある」の文字を○で囲み、㉟は該当する文字を○で囲み、㉟に第三者の氏名と住所を記入し、別に「第三者行為による傷病届」をこの書類に添付して下さい。傷病の原因が第三者行為でない場合は「ない」の文字を○で囲んで下さい。
8. 診療を受けたのではなく薬剤の支給だけを受けた場合と医師以外の者から手当てを受けた場合、⑪～⑮は、そのように読みかえて記入して下さい。
9. 字句を訂正する場合は、誤った字句を抹消して、氏名欄の認印を押して、その上に正しい字句を記入して下さい。
10. 本申請書および添付書類等は日本語で記入して下さい。外国語で記入する場合は、翻訳者の住所・氏名を明記した翻訳文を添付して下さい。

### ●記入上の注意 2（委任状欄）

1. 事業所所属の方は委任状欄の被保険者欄と代理人欄に、それぞれ署名・押印が必要となります。
2. 任継者・特退者の方は委任状欄の署名・捺印は不要です。

### ●記入上の注意 3（療養の種類がはり・きゅう・あんま・マッサージの場合）

初診の日から、6ヵ月を経過した時点において更に施術を続けるには、改めて医師の同意が必要です。実際に医師から同意を得ていれば、同意書の添付はなくても結構ですが、本申請書の⑩欄に再同意を得た医師の氏名・住所および再同意年月日と再同意を得たことを記入して下さい。

### ●支給額のお振込みについて

1. 決定後の支給額のお振込みについては、事業所所属の方は事業所経由で、任継者・特退者の方については、加入時に届出されている口座にお振込みします。なお、加入時に届出されている口座以外の口座をご希望される場合は、別途ご連絡願います。
2. 被保険者以外の被扶養者でない家族の方あるいは第三者の方の口座にお振込みを希望される場合は、別途お振込口座を確認させていただきますので、ご了承ください。

## 【提出書類】

	医療の内容	払い戻される額	必要な書類
1.	被保険者証を提出できなかったとき	健康保険の療養の給付の範囲内で査定された額の7割 (義務教育就学までは8割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費・療養費付加金支給申請書 (1/2)</li> <li>診療報酬明細書 (レセプト) または</li> <li>療養費・療養費付加金支給申請書 (2/2)</li> <li>領収 診療 明細書</li> <li>領収書 (原本)</li> </ul>
2.	已むを得ず保険医以外の医療機関で受診したとき	同上	同上
3.	生血液の輸血を受けたとき	輸血 (生血) を受けるときの血液代として基準料金の7割 (義務教育就学までは8割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費・療養費付加金支給申請書 (1/2)</li> <li>医師の輸血証明書</li> <li>領収書 (原本)</li> </ul>
4.	保険医の同意を得て、はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術を受けたとき	基準料金の7割 (義務教育就学までは8割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費・療養費付加金支給申請書 (1/2)</li> <li>保険医の同意書</li> <li>施術明細書</li> <li>領収書 (原本)</li> </ul>
5.	保険医の指示により、義手・義足・義眼・コルセットなどの治療用装具を購入、装着したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準料金の7割 (義務教育就学までは8割)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費・療養費付加金支給申請書 (1/2)</li> <li>保険医の証明書 (診断書)</li> <li>領収書 (原本)</li> </ul>
6.	9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡・コンタクトレンズを作成・購入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準料金の7割 (義務教育就学までは8割)</li> <li>治療用めがねは上限額があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費・療養費付加金支給申請書 (1/2)</li> <li>保険医の作成指示書</li> <li>患者の検査結果</li> <li>領収書 (原本)</li> </ul>
7.	四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等を購入したとき	基準料金の7割 (義務教育就学までは8割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費・療養費付加金支給申請書 (1/2)</li> <li>保険医の装着指示書</li> <li>領収書 (原本)</li> </ul>
8.	スティーヴンス・ジョンソン症候群および中毒性表皮壊死症の眼後遺症により、輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズを購入したとき	基準料金の7割 (義務教育就学までは8割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費・療養費付加金支給申請書 (1/2)</li> <li>保険医の作成指示書</li> <li>領収書 (原本)</li> </ul>

※ 海外療養費については、別紙「海外療養費・海外療養費付加金支給申請書」にて申請して下さい。

### ●提出書類の添付書類についての注意事項

- 上記 1. および 2. について申請する場合、添付書類「療養費・療養費付加金支給申請書 (2/2) 領収 診療 明細書」は、医療機関で記入してもらって下さい。なお、「診療報酬明細書 (レセプト)」を添付する場合は、本欄の記入は不要です。
- 歯科診療について申請する場合は「診療報酬明細書 (歯科)」を、保険薬局について申請する場合は「調剤報酬明細書」を、それぞれ「療養費・療養費付加金支給申請書 (2/2) 領収 診療 明細書」に替えて添付して下さい。なお、「診療報酬明細書 (レセプト)」を添付する場合は、本欄の記入は不要です。
- 上記 3. について申請する場合は、「輸血を必要と認めた医療担当者の証明書」および「血液代金の領収証」を添付して下さい。
- 上記 5. について申請する場合は、それらの「装着が傷病の治療のため必要と認められる医療担当者の証明書」および「実費についての領収書」を添付して下さい。

以上